

# 一般財団法人 国際教育文化交流協会 (ISECE) インターンシップ・プログラム規約

## 第1条 (約款)

申込希望者は、本約款を承諾の上、一般財団法人国際教育文化交流協会 (以下「当協会」といいます) に対し、アメリカ日本語アシスタント教師インターンシッププログラム (以下「本プログラム」といいます) に含まれる各種サービスを申し込みます。

## 第2条 (契約の申込みと成立)

- 本プログラムの参加希望者 (以下「申込者」といいます) は、当協会に対して、所定の「プログラム申込書」を作成し、提出し、かつ審査費用 21,600 円 (消費税込) を支払うものとします。
- 本プログラムに関する申込者と当協会との間のプログラム契約 (以下「本契約」といいます) は、当協会が申込者に対し、申込みを承諾する旨の書面 (プログラム申込確認書) を発送したときに成立するものとします。
- 当協会が、申込者の申込みを承諾し、申込者が第一次審査及び第二次審査に合格した時は、当協会はその確認として申込者に対し本プログラムの幹旋手続を開始する旨の書面 (手続開始確認書) を発送します。

## 第3条 (拒否事由)

当協会は、申込者から本プログラムの申込みがあった場合であっても、次に定める事由の一つあるいは複数認められるときは、申込みをお断りすることがあります。

- 申込者の日本での学業成績や教育実習経験等が、研修先及び J-ビザ申請に不可欠な DS フォームを発行する米国国務省認定教育財団が定める評定値に達していない場合または申込者に研修に適した条件が備わっていないと当協会が認めたとき。
- 申込者が未成年である場合に、申込みについて親権者 (両親等) の同意がないとき。
- 申込者が希望する研修先の定員に受入可能な余裕がない場合等、客観的に研修が認められる可能性がないことが明らかなとき。
- 申込者が希望する研修先・研修時期の申込手続の期限までに、研修手続を完了できない見通しがないとき。
- 申込者の過去の既往症または現在の自身の健康状態が、本プログラムの参加に不適切であると当協会が認めたとき。
- その他、当協会が不適当と認めたとき。

## 第4条 (プログラムの範囲)

本プログラムは、申込者の学術的関心、将来の志望進路、現在までの学業成績や教育実習経験ならびに英語力を基に、当協会のカウンセラーが個別にカウンセリングを行い、以下に明記された申込者の希望する研修先に対する研修申込手続等の代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、申込者の希望する研修先への受入保証や研修先での研修成果等を請け負い、またはその他研修中若しくは研修終了後の保証を行うものではありません。従って、カウンセリング開始後は本約款が定める場合を除き、コンサルティング費の返還はいたしません。このプログラムの有効期限は、申込日から出発までの最長 2 年間で、この参加費に含まれるサービスは、次の通りです。

- 希望研修先の選択  
申込者は、申込者の希望研修先を担当カウンセラーと相談し、申込者の意思により研修地を一つ選択します。研修地内の派遣先校は、申込者の希望を優先しますが、決定権は受入側にあります。
- 各種手続の代行  
① 受入合意取得手続  
研修先から受入れの合意を取得します。  
② 滞在手続  
当協会は、申込者が研修中のホームステイ滞りの申込み及びシェアハウスの申込手続を代行します。  
③ 海外留学保険加入手続  
当協会は、海外留学保険の加入手続を代行します。本プログラムの参加者は、受入先の受入条件として、海外留学保険への加入が義務付けられています。  
④ パスポート申請書類  
申込者が希望する場合、当協会の指定する旅行代理店が、別途料金にて作成します。ただし、パスポート申請時及び受領時は、申込者本人が所轄官庁に出向かなければなりません。  
⑤ ビザ取得手続サポート  
本プログラムではビザが必要となりますので、当協会が申請書類の作成指導、アドバイスを行います。ビザの代理申請はできません。
- 必要書類の翻訳  
研修手続に必要な書類の作成にあたって、指定された言語での書類を申込者において用意できない場合、当協会は翻訳会社に依頼して預金残高証明書、卒業証明書、成績証明書及び戸籍謄本 (抄本) を翻訳します。翻訳料金は、翻訳会社の規定によります。
- オリエンテーション  
当協会では、出発前に現地受入担当者がスカイプを通して実施するオリエンテーションを実施します。参加費用は別途必要となります。研修生の役割と責任、危機管理、受入校規則、ホームステイ上の注意、服装、週末の過ごし方等に関して説明します。オリエンテーション会場までの交通費は、申込者負担となります。

## 第5条 (必要書類)

申込者が研修プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、研修手続に必要な書類は、当協会より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申込者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当協会の手続担当カウンセラーまでお送りください。

## 第6条 (諸費用)

- コンサルティング費 280,000 円 (消費税込)  
本プログラムの募集要項上に定めるコンサルティング費を以下の要領でお支払いいただきます。  
① 申込金 140,000 円  
二次審査 (面接審査) の合格決定通知受領後、1週間以内にお支払い下さい。  
② 残金 140,000 円  
出発月の概ね 3 か月前に当協会が請求書を送付しますので、速やかにお支払い下さい。
- DS フォーム取得に関わる費用 120,000 円 (消費税込)
- 宿泊費  
本プログラムでは、受入地域により無料のホームステイが提供されます。ホームステイ期間中の食事も原則として無料で提供されます。
- その他の諸費用  
以下の各費用は (1) から (3) には含まれません。申込者は、当協会から下記諸費用の支払請求があった場合は、直ちにかかる諸費用を当協会に対して支払うものとします。  
① 航空券  
② 海外旅行傷害保険  
③ 緊急連絡費  
申込者本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を要する場合、当協会は希望研修先あるいは滞在先等の関係各所との緊急連絡をお引き受けします。そ

の際の費用として、相手国を問わず 1 件 1 回あたり 5,000 円を申し受けます。この場合、申込者は、当協会が申込者に対して請求する金額を直ちに当協会に対して支払うものとします。

- 翻訳代行  
預金残高証明書、卒業証明書、成績証明書、戸籍謄本または抄本等必要書類の翻訳については別途申し受けます。なお、翻訳料は、各翻訳会社により異なりまので、事前に申込者の同意を得た上で翻訳会社への発注を行います。
- 外送金用小切手作成時または海外送金時に必要となる銀行手数料
- J ビザ申請費用、SEVIS 費、英文健康診断書作成費、事前課題と出発前オリエンテーション費
- その他、当協会が、本条に記載する以外で申込者に対して研修プログラムを提供することが合理的であると認められる場合における諸費用

## 第7条 (申込後の変更と変更手数料)

申込者の都合により、研修先への依頼を要する申込内容を変更する場合 (出発後の変更も含む) には、変更手数料が必要です。  
(1) 本プログラム開始後、第 1 条 (1) 項の①②③に定める事由によって研修が不能となった場合において、申込者が研修条件を変更して再度研修手続を行うことを希望するときは、当協会は本案の変更手数料を申し受けることなく、再度研修手続を行います。  
(2) 空港送迎手続のため送迎手続先へ当協会から到着連絡が完了した後、申込者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として 1 回 3,240 円 (税込) を別途申し受けます。

## 第8条 (支払い)

申込者は、第 6 条ならびに第 7 条に定められた、コンサルティング費、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当協会が指定する期日までに当協会指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。本約款に別途定めがある場合は、本約款に基づき申込者が当協会に対して支払ったコンサルティング費、その他の諸費用、変更手数料等の費用は返還しません。申込者が当協会指定の期日までに本約款に定める費用を当協会に対して支払わない場合、当協会が申込者に対する研修プログラムの提供を停止する場合があります。なお、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについては、金融機関を通じて当協会に対してお支払いいただく際の振込手数料や送金手数料 (以下「振込手数料」といいます) ならびに当協会から申込者に対して返金する際の振込手数料は、全て申込者の負担となります。

## 第9条 (申込後の取消と返金)

- 申込者が、本プログラムの申込み後に本契約を解約する場合は、以下のキャンセル規定に基づきキャンセル料が発生します。ただし、①と②のいずれにも該当する場合には②が適用されるものとします。  
① 申込日を基準とする解約料  
ア 申込日から申込後 8 日目でキャンセル料は発生しません (審査料も返還します。)   
イ 申込後 9 日目から二次審査合格発表後に申込者から参加確認書を回収するまで 21,600 円 (審査料相当額)   
ウ 参加解約書の回収後 161,600 円 (審査料と一部金の合計金額相当額)  
② 出発予定日を基準とする解約料  
ア 出発予定日の 90 日前から 31 日前まで 231,600 円 (審査料、一部金及びコンサルティング費残金の半額に相当する金額)   
イ 出発予定日の 30 日前から出発予定日まで 301,600 円 (審査料及びコンサルティング費全額、返金はありません。)  
(2) ①により本契約が解約された場合、当協会は、申込者から受領した金員から (1) のキャンセル料及び解約までに当協会が要した費用を差し引いた金額を申込者に払い戻します。当該金額が当協会が既に申込者から受取った金額を超える場合は、当協会が申込者に対してその差額を請求します。返金時の振込手数料はすべて申込者の負担となります。
- 申込者が申込み後に本契約を解約した場合において、既に支払われた DS フォーム取得費用について現地財団から返金があった場合には、当該返金日の三井住友銀行 TTB レートで換算した金額を返還します。

## 第10条 (各種手続の継続が不可能な場合)

当協会指定の期日までに必要な書類または費用が申込者から送付・入金されず、当協会の責によらない事由により当協会が各種手続の代行ができなかった場合、その期日に応じて発生した希望研修先に対するキャンセル料等、当協会の責によらない事由により当協会に生じた費用及び損失は、申込者が負担するものとし、別途当協会から請求致します。申込者は、当協会からの請求後、直ちにこれらの費用及び損失を当協会に支払うものとします。

## 第11条 (当協会からの解約)

- 申込者に次に定める事由が生じた場合、当協会は催告の上、本約款に基づき研修プログラム契約を解除することができるものとします。  
① 申込者が、当協会指定の期日までに、第 5 条に定める必要書類を送付しないとき。  
② 申込者が、当協会指定の期日までに、第 6 条及び第 7 条に定める費用の支払いを行わないとき。  
③ 申込者が所在不明または 1 か月以上にわたり連絡不能となったとき。  
④ 申込者が当協会に届け出た申込者に関する情報に虚偽あるいは重大な虚偽のあることが判明したとき。  
⑤ 申込者が、本約款に違反したとき。  
⑥ その他、当協会がやむを得ない事由があると認めたとき。
- 前項に基づき、当協会が本契約を解除したとき、コンサルティング費、その他の諸費用、変更手数料等、申込者が当協会に対して本約款に基づき支払済みの費用については、プログラムの進行状況に応じて申込者に対して返金しないことがあります。また、解約により発生した希望研修先に対するあらゆるキャンセル料等、当協会の責によらない事由により、当協会に生じた費用及び損失は、申込者が負担するものとします。申込者は、当協会からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当協会に支払うものとします。

## 第12条 (免責事項)

- 当協会は、次に例示するような当協会の責によらない事由により申込者が研修できなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。  
① 申込者の希望研修先が定員に達して参加できない場合。  
② 関係書類または希望研修先の事情により、受入合意書の関係書類が期日までに届かず、申込者が出発できなかった場合。  
③ 申込者の成績や実習時期等が希望研修先の受入基準に達していないために受入れの許可が得られなかった場合、または本プログラムと提携関係にある米国国務省認定教育財団により J-ビザ申請に不可欠な DS フォームの発行を受けられなかった場合。  
④ 申込者がパスポートもしくはビザを取得できず、または渡航先国に入国拒否された場合。  
⑤ ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。  
⑥ 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の公官署の命令、陸海空における不慮の災難、連送・宿泊機関等の旅行サービ

ス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申込者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合。

- 申込者が、本約款に違反した場合。
- 申込者は渡航前、申込者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは研修先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申込者個人の負担となり、当協会はその責任を一切負いません。研修中でのスポーツ等による事故は、申込者本人の責となり、また、特定のスポーツ等を行うにあたり保険の特約が必要な場合は、申込者本人の責において加入手続を行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、参加費、その他の諸費用、変更手数料等、既に当協会に支払済みの費用については一切返金されません。
- 当協会は、希望研修先から当協会に送られてきた最新資料に基づき研修プログラムを提供しますが、当協会の責によらない希望研修先の事情による研修内容の変更、滞在先の変更その他研修内容に関する変更については一切その責任を負いません。

## 第13条 (損害の負担)

当協会は、当協会の責によらない事由により申込者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

## 第14条 (守秘義務について)

当協会では、申込者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき研修手続の目的以外は一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためにのみ、当申込書記載内容及び海外留学保険の契約内容を現地受入先及び関係機関に開示することがあります。

## 第15条 (個人情報取得及び利用について)

当協会では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー (個人情報保護方針) において申込者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。

- 個人情報の取得及び利用について  
当協会は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下の利用目的の範囲内で業務の遂行に必要と限りにおいて利用します。当協会は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱を第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。
- 個人情報の利用目的について  
申込者が研修相談、申込み、研修商品及びサービスをご利用いただく際、申込者の氏名、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、フックス番号、職業、勤務先または身分証明書の各個人情報の提供をお願いする場合があります。これらは、希望される研修商品やサービスを当協会が提供する際に必要となる情報です。また、申込みをする際には、研修先への派遣手続上必要となる、日本での申込者の最終学業成績、健康診断書、財政証明書等の提出をお願いする場合があります。その他当協会では、よりよい研修商品の開発のためのマーケット分析やアンケート調査、そして当協会及び当協会と提携する企業やグループ会社の商品・サービスのご案内等を申込者にお届けするため、あるいは、研修帰国後のご意見やご感想の提供をお願いするなど、申込者の個人情報を利用させていただく場合があります。なお、申込者から提供いただけない個人情報の内容によっては、当協会の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。
- 個人情報の第三者提供について  
当協会は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申込者の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。当協会は、申込者へ研修商品、サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申込者が提供した申込、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、フックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報 (現地配給会社等の業務委託先) に開示します。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申込者が提供した個人情報第三者に開示することはありません。次の②項と③項のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下に行います。  
① 申込者本人が個人情報の開示に同意している場合  
② 法令により開示が求められた場合  
③ 申込者本人または公衆の生命、健康、財産などの利益を保護するために必要な場合  
④ 統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合
- 個人情報の管理について  
当協会は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正なセキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当協会は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申込者が提供した個人情報の内容等、申込者の同意を問わずに変更することはいたしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。

(5) 個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について  
当協会は、申込者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認します。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除された場合は、当協会の商品やサービスを利用できない場合があります。

(6) 個人情報保護管理者  
当協会では、個人情報保護管理者を次の通り定めています。  
山田 真史  
連絡先: 03-3267-2224 (代) (平日のみ 10:00~18:00)

## 第16条 (苦情相談)

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第17条 (約款の改定)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

## 第18条 (準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

## 第19条 (有効期日)

本約款の内容は、2016年3月1日以降の申込みにも適用されます。